

1 3 配置販売業(旧) 配置販売業とは、厚生大臣が定める基準に従い都道府県知事が指定した品目の医薬品を配置の方法により販売等を行うものである。

種類	条 項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 指 針
旧法	30	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、配置販売業の許可を与えないことができる。</p> <p>(1) 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が、次のイからホまでのいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取り消しの日から3年経過していないもの</p> <p>ロ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ハ イ及びロに該当する者をのぞくほか、薬事法、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、その他薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者</p> <p>ニ 成年被後見人又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者</p> <p>ホ 心身の障害により薬局開設者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>*厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(2) 申請者が、その販売業の業務を行うにつき必要な知識経験を有しないとき。</p>	<p>必要な知識経験を有する者「適格者」</p> <p>(1) 法人の場合は、適格者が役員であること。</p> <p>(2) 法人の適格者を変更する場合は、</p> <p>(ア) 他に役員の中に適格者がいる場合は、変更届</p> <p>(イ) 他に役員の中に適格者がいない場合は、新たに許可を必要とする。</p>	
旧令	52	<p>必要な知識経験を有する者の基準</p> <p>1. 旧制大学、旧専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者</p> <p>2. 旧中学校令に基づく中学校若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校において薬学に関する専門の課程を修了した後、3年以上配置販売業の実務に従事した者</p> <p>3. 5年以上配置販売業の実務に従事した者であって、都道府県が適当と認めた者</p>	<p>配置指定品目</p> <p>昭和36年2月1日付厚生省告示第16号「配置販売品目指定基準」による。</p> <p>なお、平成3年11月15日付薬発第1152号「配置販売品目指定基準に適合する漢方薬の範囲の一部改正等について」の別表の範囲外の漢方薬を除く。</p>	
旧法	31	<p>配置販売業販売品目の制限</p> <p>配置販売業の許可を受けた者は、都道府県知事が指定した品目以外の医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。</p>	<p>(1) 一括指定の品目の範囲</p> <p>富山県、滋賀県、奈良県、岡山県、佐賀県及び熊本県の配置家庭薬品目収載台帳に収載されている品目</p>	

種類	条 項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 指 針
旧法	33	配置販売従事者の身分証明書 配置販売業者又はその配置販売員は、その住 所地の都道府県知事が発行する身分証明書の交 付を受け、かつ、これを携帯しなければ、医薬 品の配置販売に従事してはならない。		
旧法	24	2 許可の更新 医薬品の販売業の許可は、6年ごとにその更新 を受けなければ、その期間の経過によって、そ の効力を失う。	法第24条第1項による許可要件が確保されている こと。	
旧則	158	2 配置従事者の身分証明書 身分証明書の有効期間は、発行の日から発行日 の翌年の12月31日までとする。		